

税制の在り方に関する提言

2018年6月

日本公認会計士協会

税制の在り方に関する提言

2018年 6 月 13日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会では、現行の税制に関する税制改正意見・要望書を作成するとともに、昨今の社会情勢の中から問題点を見だし、それに対する税制の在り方や税制改正の方向性に関する意見を提言として取りまとめることとし、次の3項目について提言することとした。

企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について

経済の国際化が進むにつれて、我が国とは異なる政治経済、法律、文化慣習などの要因に対応しつつ、企業は事業を展開している。近時の税制改正で、企業の国際競争力と日本の立地競争力を高めるために、法人実効税率が国際的な水準に引き下げられたように、企業の国際競争力は税制に強い影響を受ける。また、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書が平成27年10月に公表され、OECD及びG20各国において当該報告書に統合的な国際課税制度の見直しが速やかになされることが期待されており、我が国においても国際課税制度の見直しがなされているところである。

これらの論点に関して、ここでは企業の国際競争力、日本の立地競争力に関係する1.「IFRS（国際財務報告基準）適用企業の税負担について」及び2.「BEPSプロジェクトの合意事項の実施について」の提言を行う。

1. IFRS（国際財務報告基準）適用企業の税負担について

ビジネス言語である会計を統一することによって、「海外子会社等が多いことから、経営管理に役立つ」、「同業他社との比較可能性の向上に資する」、「海外における資金調達の円滑化に資する」などのメリットが、IFRSの任意適用企業から報告されている（金融庁(平成27年)「IFRS適用レポート」）。

IFRSを全面的に適用した諸外国や地域は、100を超えるまでに広がっており、我が国企業もIFRSというビジネス言語の統一を促進し、上記で報告されたメリットを享受することが、企業の国際競争力を高め、ひいては我が国資本市場の競争力向上にも貢献していくものになる。

これらの状況を踏まえて、IFRSを個別財務諸表に適用しようとする一定の法人について、IFRSを適用しない企業との間で税負担についての公平性を損なわないような制度を創設する必要がある。具体的には、税における損金経理要件を緩和し、税法基準に準拠している限りにおいて、別表での税務調整も認めるべきである。

なお、このようなIFRSを適用しようとする企業とIFRSを適用しない企業との均衡をできるだけ図ろうとする制度は、フランス、ドイツ、カナダ、韓国などで見られるところであり、我が国もこれらの内容を参考にしつつ、会計を税制が利用するという現在の我が国の枠組みを維持しながら、必要な措置をとることを提言する。

2．BEPSプロジェクトの合意事項の実施について

平成29年度与党税制改正大綱では、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえて、BEPSプロジェクトの合意事項の着実な実施をしていく方針が示され、特に移転価格税制については「所得相応性基準」を、国の資料情報制度に関しては租税回避スキーム情報の税務当局への報告を義務付ける「義務的開示制度」を、それぞれ我が国への導入可否について中期的に検討していくことが明らかにされた。

そして、平成30年度税制改正大綱では、引き続き前年度に掲げた基本方針の下、国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、変化する経済実態や諸外国における取組みも踏まえ、国際合意に則った制度の整備を進める方向性が示されている。

「所得相応性基準」とは、取引時点で評価が困難な無形資産について、予測便益と実際の利益とが一定以上乖離した場合に、税務当局が実現値に基づいて独立企業間価格を評価することを可能とする仕組みであり、いわば課税の後付けを認めることとなり、納税者である企業を法的に不安定な立場に置くことにつながる。また、「義務的開示制度」についても、このような税務当局への開示ルールが我が国に存在しなかっただけでなく、そもそも租税回避スキームという概念自体についても、我が国に確立したものはない。

したがって、これら制度の導入可否を検討する際には、関係概念についての議論の状況や、企業の法的安定性・予測可能性などにも配慮して、我が国企業の国際競争力が削がれることがないように、丁寧な検討を行うべきである。

社会・経済構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について

政府税制調査会（平成27年）「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」では、「若い世代において非正規雇用が拡大し、ライフサイクルの中で賃金水準の上昇を享受できない人々の増加」や、「『片働き世帯』に代わって『共働き世帯』が主流」となった個人を巡る経済社会の構造変化について、所得税の所得再分配機能の回復と、働き方の選択に対して中立的な税制の構築を論点に挙げている。

これらの論点に関して、ここでは今後の所得税の在り方として、1．「子育て費用に関する税額控除等の創設について」及び2．「世帯単位課税の導入について」の提言を行う。

1．子育て費用に関する税額控除等の創設について

育児中の女性が社会において活躍しようとする場合、保育所を充実すること等を通じて、子育ての負担を軽減することが必要となる。

しかしながら、現在、認可保育所及びその定員が不足していることにより、認可保育所に入所させることができなかつた家庭においては、認可外保育所を利用することによる多額の保育料等の経済的負担が生じることとなり、社会における女性の活躍を阻害しかねない要因となる。

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)では、平成32年4月から幼児教育の無償化が全面的に実施することとなったが、一部の制度については、無償化対象が住民税非課税世帯に限られている。

そこで、女性の活躍を支援し、その負担を軽減するために、無償化政策とのバランスを考慮しつつ、認可外保育所の保育料やベビーシッター利用料等を含む子育て費用を対象とした税額控除等の創設を提言する。

2. 世帯単位課税の導入について

女性の活躍を支援し、税制が女性の就労を抑制しないためには、配偶者控除等の更なる検討を行い、配偶者の収入にかかわらず夫婦二人で受けられる所得控除の合計額を同じとする仕組みの導入や、世帯がお互いの所得をプール、シェアしていることから、担税力の測定を個人単位ではなく、世帯単位(又は夫婦単位)で行う世帯単位(又は夫婦単位)課税への移行を検討すべきである。

特に、世帯単位課税ではN分N乗方式(家族全員の所得金額を合計して、その家族の人数で除した金額に累進税率表を適用して得られた税額に、家族の人数を乗じて最終的な納税額とする計算方式。夫婦単位課税では二分二乗方式となる。)によって税額が決まり、家族の人数が多いほど所得税額が減少するため、フランスが第二次世界大戦後、人口政策上の考慮から採用し、一定の効果を上げた歴史を見れば、世帯単位課税は少子化対策の手掛かりにもなると考えられる。

世代間の資産偏在の是正について

政府税制調査会(平成27年)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」は「高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も高齢者世帯において顕著になっている」事実を指摘し、「現役世代においては、世帯収入の減少により、資産を形成していくという道が細くなっている」としている。

これらの事実に対応するには、資産再分配機能(資産格差を次世代に引き継がないような税制)の回復や、資産移転時期に関して中立な税制(消費機会の多い若年世代に資産移転を進め、経済活性化につなげる)の構築を論点とする必要がある。

これらの論点に関して、ここでは1.「相続税、贈与税について」及び2.「所得税について」の提言を行う。

1. 相続税、贈与税について

平成25年度税制改正によって、平成27年以降の相続から、基礎控除の引下げ、富裕層の負担を強化するための税率構造の見直し等の改正が行われたが、資産再分配機能の回復の程度を引き続き注視していくべきである。また、高齢者世帯の資産貯蓄に対して、おおむね公費で賄われている社会保障給付が寄与する部分があること

を勘案すると、相続財産を親族に移転するのみならず、社会に還元することも次世代の機会平等や同世代における公平の確保に資する。このような観点から、いわゆる遺贈寄付等、社会への具体的な還元方法の検討を行うべきである。

贈与税については、これまで相続税の補完税として、高い税負担水準が設定されてきたが、その一方で、平成15年創設の相続時精算課税や、教育資金、結婚子育て資金の一括贈与等、特定の贈与に対する近年の時限措置によって、資産の移転を促進しようとする動きもある。しかしながら、これらの時限措置はいずれも親族間の資産移転を前提にしたものであり、また、幾つもの複雑な時限措置が設けられた状況は、納税者にとって理解しづらいものであり、税の三原則の一つである「簡素」の観点から望ましい状況にない。

また、我が国において高齢化は相当程度の勢いで進んでおり、相続が発生したとしてもいわゆる「老々相続」といった状況が多々生じてきている。

これらの問題を抜本的に是正するためには、相続税の補完税としての贈与税の位置付けを見直し、相続という時期だけでなく、それ以前の時期においても積極的に若者世代への贈与を推進できるような構造変革が必要であると考えられる。具体的には、単純に相続税を増税する一方で、贈与税率を低くし、例えば特に若者世代への贈与税の負担を下げることによって資産の偏在解消に相当程度の効果が予想される。贈与に関してはなるべく規制を設けず、若年層が受け取った資金を自由に使えるようにするなど、発想の転換も含めて検討すべきである。

2. 所得税について

非正規雇用の増加、現役世代における世代収入の減少といった経済社会の構造変化に、出生率の低下に伴う少子化という人口構造の変化もあって、社会保障制度の負担と給付についての見直しが避けられなくなっている。

このような社会保障制度の転換期にあっては、税制においても、公的年金等の拠出、給付時の課税の在り方を整理することが求められる。

例えば、公的年金等に係る雑所得の金額の計算においては、平成30年度税制改正により、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、または、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合には税負担が増加することとなったが、高齢者世帯の資産貯蓄状況等も反映した公的年金等の給付に対する租税の負担方法を検討すべきである。すなわち、公的年金が生計維持の基盤であるか否かの判断は、フローの概念であるところの所得を基準とするのではなく、ストックの概念である資産を基準として抜本的に制度を見直すべきである。

以 上